

よく知って適正受診！ はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方

はり・きゅう及びあん摩・マッサージの施術について、一定の要件を満たす場合は、健康保険の給付の対象となります。

健康保険を使用する場合、一旦全額を自己負担し、申請により給付を受けるのが原則ですが、施術所が患者に代わり保険給付分を協会けんぽに請求できる「受領委任制度」が認められています。

そのため、保険証を提示することで、一部負担金のみで施術を受けることができます。

なお、健康保険の給付の対象とならない場合は、**全額自己負担**となりますのでご注意ください。

健康保険の給付の対象となるのはどんなとき？

【はり、きゅうの場合】

下記の①、②の両方の要件を満たす場合にのみ、健康保険の給付の対象となります。

① 対象となる傷病であること

(対象となる傷病)

神経痛、リウマチ、五十肩、頸腕症候群、腰痛症、頸椎捻挫後遺症

※神経痛・リウマチなどと同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。

② 医師がはり・きゅうの施術に同意していること

医師による適当な治療手段がなく(医療機関において治療を行い、その結果、治療の効果が現れなかった場合等)、はり・きゅうの施術を受ける場合は、施術を認める医師の同意が必要です。



【あん摩、マッサージの場合】

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められる方で、症状の改善を目的として、あん摩・マッサージの施術が医療上必要と医師が同意している場合に限りです。

疲労回復や慰安目的などの施術は健康保険の給付の対象となりません。



施術を受ける際の
注意事項など、
詳しくはこちら▼



お問い合わせ先

業務グループ TEL 043-382-8311 (代表)

 **全国健康保険協会**
協会けんぽ

〒260-8645 千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル2階
TEL043-382-8311 (代表)



申請書はすべて協会けんぽのホームページからダウンロードできます。



お手続きは
郵送をご利用
ください



ご退職される方・扶養から
はずれる方の保険証は
速やかに返納ください。

けんぽだより

2023
令和5年



協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。

被扶養者資格再確認にご協力をお願いいたします

協会けんぽでは、保険給付の適正化等を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。

令和5年度につきましても、以下のとおり「被扶養者状況リスト」を事業主さまへ順次お送りいたします。

加入者及び事業主の皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

●対象となる方

令和5年4月1日の時点で、18歳以上である被扶養者の方
※令和5年4月1日以降に被扶養者となった方は確認対象外となります。

●送付時期

令和5年10月下旬から11月上旬

●提出期限

令和5年12月8日(金)

被扶養者資格
再確認について
詳しくはこちら▼



〈令和4年度の再確認結果〉

被扶養者資格の再確認を行った結果、被扶養者から削除となった方は、次のとおりとなりました。

- 被扶養者から削除となった人：約**7.8万人**(令和5年3月31日現在)
- 被扶養者の削除により見込まれる前期高齢者納付金の負担軽減額：**9億円**程度

〈削除となった理由〉

被扶養者から削除となった理由は、就職して健康保険の資格を取得したものの、被扶養者から削除する届出を日本年金機構へ提出していないというものが大半でした。



〈届出はその都度必要です〉

ご家族が別の健康保険の被保険者になる場合のほか、就職や一定の収入を超えた場合など、被扶養者の条件に該当しなくなったときも、「健康保険被扶養者(異動)届」の提出が必要です。

被扶養者に異動があった場合は、すみやかな届出にご協力をお願いします。

※「健康保険被扶養者(異動)届」の提出先は**日本年金機構**になります。

手続き方法については、日本年金機構ホームページをご覧ください。



各種申請書は新様式にてご提出ください (令和5年1月以降の様式)

加入者及び事業主の皆さまに**分かりやすくすること、より記入しやすくすること、より迅速に給付金をお支払いすること**を目的として、令和5年1月にシステムを刷新するとともに各種申請書の様式変更を行いました。

協会けんぽでは、申請書受付後、文字情報をシステムで読み込み審査を行っており、**令和5年10月以降の受付分より旧様式の申請書はご使用できなくなります。**

今後提出される各種申請書は、**令和5年1月に変更後の新様式**をご使用ください。

新様式の申請書
ダウンロードは
こちら▼



お問い合わせ先

業務グループ TEL 043-382-8311 (代表)

協会けんぽ 2022(令和4)年度決算(見込み)のお知らせ

2022年度の決算(見込み)のポイント

2022年度の決算は収入が11兆3,093億円、支出が10兆8,774億円で、収支差は4,319億円となりました。

ポイントとして、収支差は前年度比で増加(+1,328億円)しましたが、この要因は、保険料収入の増加(+1,868億円)より保険給付費の増加(+2,502億円)が上回ったものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う2020年度の高齢者の医療費の一時的な減少により、後期高齢者支援金に多額の精算(戻り分1,901億円)が生じたこと等によって支出の伸びが抑えられたことによるもので、一時的な特殊事情によるものです。

※詳しくは、協会けんぽホームページをご覧ください。

2022年度決算
(見込み)について
詳しくはこちら▼



保険給付費 63.9%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、
傷病手当金等の支払いに要する費用

保険料収入 88.8%

被保険者・事業主の皆さまに
納めていただいている保険料

高齢者医療への拠出金等 33.0%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。その額は、支出の約1/3を占め、重い負担になっています。今後、団塊の世代が75歳以上となることによって、高齢者医療への拠出金の増加が見込まれています。

支出
約10.9兆円

収入
約11.3兆円

健診・保健指導経費 1.2%

協会事務費 0.9%

その他の支出 1.0%

国からの補助金 11.0%

その他の収入 0.2%

Q. 2022年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？

A. 協会けんぽの財政は、以下の理由から楽観を許さない状況です。

- 収入面では、賃上げによる賃金の上昇が当面は見込まれるものの、被保険者数の伸びが鈍化していることや、不安定な海外情勢や物価高の影響等で経済の先行きが不透明であること等によって、これまでのような保険料収入の増加が今後も続くとは期待し難いこと。
- 支出面では、医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移した2021年度(対前年度比+8.6%)をさらに上回り、2022年度は対前年度比+4.4%と高い伸びで推移していることや、今後も、後期高齢者支援金の増加が見込まれること。

こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康増進の取り組みを中心とした医療費の適正化をさらに推進するとともに、安定した財政運営に努めてまいります。

お問い合わせ先

企画総務グループ TEL 043-382-8315

令和4年度における協会けんぽ千葉支部の主な取組

協会けんぽ千葉支部では、加入者の皆さまへの医療費・現金給付の支払いや健康の維持・増進に向けた取組を行っております。

令和4年度における各種取組の一部をご紹介します。

給付金の支払い

健康保険における給付金のうち、傷病手当金・出産手当金・出産育児一時金・埋葬料(費)について、申請書類を受付から支払までを10日間(土日祝を除く)以内とする目標設定(サービススタンダード)を徹底し、お支払いしています。令和4年度は新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の申請件数が急増(対前年度で約1.5倍)しましたが、支部職員全体で傷病手当金の業務処理を行ったことで、給付金を遅れることなくお支払いできました。



レセプトの点検

医療機関が医療費等の請求を行うためのレセプト(診療報酬明細書)を、社会保険診療報酬支払基金による内容審査の後、協会けんぽにて点検・審査を行っています。医療費の適正化のために効果的かつ効率的なレセプト点検に努めています。



失効した保険証の回収

退職等の際に保険証を返却せず、失効した保険証の使用による資格喪失後受診における返納金債権の発生防止のため、失効した保険証の早期回収に努めております。退職時等には事業所への保険証の返却義務があること、日本年金機構に提出する資格喪失届には保険証の添付が必要なこと、退職日の翌日以降は保険証を使用できないこと等を各種広報媒体(広報紙、ホームページやメールマガジン等)への掲載や医療機関窓口でのポスターの掲示等により事業主及び加入者へ周知徹底を図りました。



被扶養者資格の再確認

健康保険の被扶養者(ご家族)が就職等により被扶養者資格を喪失した場合には、日本年金機構へ被扶養者資格解除の届出と保険証の返却が必要となります。この手続きが遅れると無資格受診による返納金債権の発生につながります。協会では、日本年金機構と連携して、確認対象の被扶養者がいる事業所に対して確認書の送付及び提出依頼を行う等、資格の再確認を徹底しています。令和4年度は協会けんぽ全体で約7.8万人の被扶養者資格解除の届出漏れを確認し、資格の適正化を図ることができました。



健診・特定保健指導・重症化予防対策

加入者の生活習慣病の早期発見のため、健診(生活習慣病予防健診・特定健康診査)を実施しています。また、健診結果をもとに、生活習慣の改善が必要な方に対する保健師等による生活習慣の見直しに向けた取組のサポート(特定保健指導)や、医療機関への治療が必要な方に対して受診を勧めるご案内を行っています。令和4年度は、健診実施機関の拡充や集団健診会場の拡大等、健診実施率の向上を図りました。また、特定保健指導においては、支部保健師及び管理栄養士のほか、特定保健指導専門機関を活用し、訪問またはICTを活用した面談を実施する等、特定保健指導実施率の向上を図りました。そのほか、医療機関への治療が必要な方に対する受診勧奨のご案内について、協会けんぽ本部による一次勧奨文書の送付後、支部による二次勧奨(文書送付及び電話連絡)を実施しました。



コラボヘルス(健康な職場づくり宣言)

協会けんぽと事業所が一体となって健康づくりに取り組むコラボヘルスの一つとして健康宣言事業を行っています。健康宣言とは、事業主に職場の健康づくりに取り組むことを宣言していただくとともに、職場内で周知していただき、事業主と協会けんぽが連携して職場の健康課題の解決等に取り組むものです。協会けんぽ千葉支部では、健康宣言事業所の拡大のため、各種広報やパートナー企業(生命保険会社等)による事業所への勧奨を実施しています。また、健康宣言事業所へのフォローアップの拡充を図るため、事業所カルテ(事業所の健康・医療データ)の提供や、健康づくりに関する出張セミナー等を行いました。



ジェネリック医薬品の使用促進

協会けんぽ千葉支部では、加入者の皆さまの医療費の自己負担の軽減や保険料負担の軽減のために、千葉県及び千葉県薬剤師会等と連携を図り、オール千葉体制で地域全体で協力し、ジェネリック医薬品の使用を促進しています。令和4年度は各種広報等のほか、加入者へのジェネリック医薬品軽減額通知サービスを実施しました。なお、送付対象者(令和4年8月実施分)のうち、約1.7万人がジェネリック医薬品に切り替えを行い、これにより医療費の軽減額は約2.8億円(年間推計)と高い効果が得られました。



今後とも、加入者の皆さまの健康を守るための取組を推進してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

